

第384回（平成25年3月）

小野市議会(定例会)発言通告書

議会事務局

一般質問発言通告書

1 河島 三奈 議員

質問項目

- 第1項目 市民満足度調査について
- 第2項目 節電対策について
- 第3項目 神戸電鉄栗生線への支援について
- 第4項目 今後の図書館の運営について

要点・要旨

第1項目 市民満足度調査について

答弁者 総合政策部長

平成11年に蓬萊市政が誕生してはや15年になろうとしています。民間出身の感覚で「行政も経営」ととらえ、市民満足度の充実を図る為、中学3年生までの医療費の完全無料化、妊婦の健診助成券の発行、子宮頸がんワクチンの助成など、国、県や他市に先駆けて様々な施策を実施されてきました。教育面でも川島隆太教授を教育顧問に迎え、脳科学理論に基づく教育方針と実践が、高い評価を得ていることは、全国各地からの視察者の数が証明しているといえます。

それらの施策が総合的に評価され、人口減少の歯止めに効果を見せていると判断しています。

財政面でも、総人件費の削減に代表される固定費の抑制に努力される一方で、事業に関しては国からの交付金など有利な補助金メニューをいち早く利用することで、市の実質負担を軽減しつつ大きな事業を実施されています。前回の臨時会に提出された補正予算額も人口5万人の市の規模としては非常に大きなものになっていますが、健全な財政を維持しつつ、基金の残高も増えています。

しかしながら、これらの情報は市民の皆さんに十分に浸透しているのでしょうか。特に今年度は、北播磨総合医療センターの建設や、新都市中央線等の道路工事、防災センターの建設などに加え、市民交流ホールや、下東条では地域交流施設も建設予定となっており、いわゆる箱物事業が目立っています。そのため、市民の中には「そんなに建物ばかり建ててお金はあるのか」と心配する素朴な疑問の声もあります。

先月、私たち改革クラブと研政クラブで合同の行政視察を行ってまいりました。鹿児島県日置市では、市民満足度調査について研修を受けてきました。日置市は人口約51,000人、面積は日置市のほうが二倍弱ありますが、人口は小野市とほぼ同じです。ランダムに抽出した市民に43項目にわたっての満足度・重要度の調査を行い、市民意識の収集を行っています。

日置市では、ある程度予想していたもの、思いもしなかったものなど、様々な結果に、職員はよい勉強になったとおっしゃっていました。

小野市には、市長への手紙、市政懇話会、要望、陳情の受け付けシステムなど、大変優れた多彩な広聴システムが確立しています。しかし、それだけでは多くの市民、とりわけサイレントマジョリティといわれる人々の意見の集約は難しいと考えます。

そこで、真の市民満足度把握のために、ランダムに抽出した一定規模の市民を対象に、継続的に調査を実施してはどうかと考えます。調査を行うと同時に、市政の現状の広報もできると考えますが、考えをお伺いします。

第2項目 節電対策について

東日本大震災から今日で早2年が過ぎました。

震災以降、原発の再稼働が国政選挙の争点にもなりましたが、いまだ解決を得ないまま稼働しているのは大飯原発の2基のみとなっており、そのため節電が叫ばれて久しい状態が続いております。加えて、火力発電の燃料調達コストの増加により、

関西電力は電気料金の値上げを決定し、家計への影響も必至です。

このような状況を受けて、自治体の中には新電力からの電気購入を始めたところがあります。近隣では西脇市がすでに購入し、2月からは加東市、4月から多可町が新電力への移行を決定しています。加東市では小学校、図書館など24施設で約1,200万円の電気料金の削減を見込んでいるとの新聞報道がありました。

小野市ではこれから新施設が建設され、電気使用料も増加します。そこで、庁舎のみならず市の全施設における節電対策について、次の3点をお伺いします。

(1点目) 節電対策の現状について

答弁者 総務部長

現存する市の施設における節電対策と、対策による効果額についてお伺いします。

(2点目) 新規施設における節電計画について

答弁者 総務部長

これから建設される、防災センター、市民交流ホール、下東条地域交流施設における節電対策と、予想される効果額についてお伺いします。

(3点目) 新電力（特定規模電気事業者）への振り分けについて

答弁者 総務部長

既存の施設及び建設予定の施設について、新電力からの電気購入について検討されているのかお伺いします。

第3項目 神戸電鉄粟生線への支援について

神戸電鉄粟生線は、活性化協議会の様々な取組にもかかわらず、本年度利用者が目標値を下回っており、各市が負担する神戸電鉄への支援額も必要と見込まれています。

一方、乗客増加を見込んで設立した粟生線サポーターズクラブの会員数も伸び悩んでおり、残念ながらあまり芳しくない状態であります。そこで、次の2点について

てお伺いします。

(1点目) 今年度の神戸電鉄への支援額について **答弁者 総合政策部長**

今年度の乗客数減少に伴う神戸電鉄への支援の見込額についてお伺いします。

(2点目) 乗客増加に向けた小野市独自の取組について **答弁者 総合政策部長**

去る2月8日に開催された活性化協議会では「神戸電鉄粟生線活性化地域公共交通総合連携計画(案)」の中で700万人台達成に向けた課題と目標を掲げ、七つの方針を示しています。

これら活性化協議会の取組との連携以外に、乗客数増加のために小野市独自の取組を実施される予定はあるのかお伺いします。

第4項目 今後の図書館の運営について **答弁者 教育次長**

昨年12月15日開催のヤングジェネレーションフォーラムでは、図書館の開館時間延長の要望に対して、市長からは「サービス向上に向け、図書館の民間委託も検討している」との発言がありました。

さらに、第383回定例会においては、改革クラブの加島淳議員が民間委託を含めた図書館運営のあり方について質問され、「3月をめどに調査結果をまとめる。」との答弁をされています。

現時点において、結果はまとめられているのか、また、まだ結果が出ていないのであればどのような状況なのかお伺いします。

一般質問発言通告書

2 山本 悟朗 議員

質問項目

- 第1項目 播磨内陸医務事業組合からの脱退について
- 第2項目 身体障害者等用駐車場の利用状況について
- 第3項目 議案第17号 小野市福祉給付制度適正化条例の制定について

要点・要旨

第1項目 播磨内陸医務事業組合からの脱退について

2月20日付けの神戸新聞の記事の見出しでは、「播磨看護専門学校を運営する播磨内陸医務事業組合から、三木市・小野市脱退へ」さらに「関西国際大学の新設学科支援、負担増え、2年後に」と報道されました。

私たち議員はその後、2月22日午後で開催されました、議員協議会の場で当局より直接、脱退の意向を伺いました。

脱退の理由として当局から、「関西国際大学の学科新設により、看護師を目指す人の選択肢が増え、北播磨全体の看護師確保にも貢献できる。ただ、二重支援には無理がある。」との説明をいただいています。

播磨看護専門学校は3年制の専門学校、関西国際大学は4年制の大学、同じ看護師を目指すにしても、受ける教育の範囲、学校への生徒からの納付金も随分異なっています。そこで、次の4点についてお伺いします。

(1点目) 小野市から播磨看護専門学校への進学希望者の受け入れについて

答弁者 井上副市長

小野市在住者が播磨看護専門学校への進学を希望する場合に、現状と脱退後とは、入学に際して何か差異が発生するのかお伺いします。

(2点目) 播磨看護専門学校卒業生の就職について **答弁者 井上副市長**

今春、播磨看護専門学校を卒業予定の学生の内、8名が北播磨総合医療センターへの就職が内定していると聞き及んでおります。

将来、小野市が脱退した後、北播磨総合医療センターでの看護師採用は、出身学校に関係なく、能力、適性に応じて、播磨看護専門学校の卒業生にも同様の機会が与えられるのか、北播磨総合医療センター企業団の方針をどのように聞かれているのかお伺いします。

(3点目) 関西国際大学への支援金について **答弁者 井上副市長**

小野市が支出する播磨内陸医務事業組合への負担金は、平成24年度で14,206千円ですが、交付税算入額を差し引くと、市の実質負担額は3,774千円となっています。

関西国際大学への支援は、北播磨総合医療センターを経由して行われるものと思いますが、大学への支援相当額として、小野市が北播磨総合医療センターに支出する金額とその内訳をお伺いします。

(4点目) 播磨内陸医務事業組合の構成自治体との関係について

答弁者 井上副市長

小野市は、北播磨地域の医療を守るために看護師を育成する目的を共有し、37年間運営に参加してきました。中には独自病院を持たない自治体も参加し、地域医療に貢献しています。関西国際大学の看護学科新設は、北播磨地域全体の利益となることであり、播磨内陸医務事業組合の構成自治体にも歓迎される事柄であると思いますが、事業組合からの脱退というのは、残る自治体にとっては痛手となる事柄であると思います。これらの事象をトータルで捉えたときに、三木市以外の構

成自治体の反応はどのようなものとなっているのかお伺いします。

第2項目 身体障害者等用駐車場の利用状況について

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、通称、バリアフリー新法により、一定規模以上の駐車場には身体に障害がある方を対象とした駐車スペースの確保が義務付けられており、市役所、コミセンなどの施設ばかりでなく、銀行、病院、ショッピングセンターなどにおいても、建物の入り口近くにこの駐車スペースが設置されていることは、市民の皆様もご承知のとおりと思います。

せっかく設置されている身体障害者等用駐車場ではありますが、その利用状況を見るにつけ、大変残念な思いをいたしております。

この2月に市内数か所の駐車場を調査いたしましたが、いずれの駐車場においても、身体障害者等用駐車場の利用対象者でない方が、数多く駐車されており、この場所を必要とされる方が来られたときに、利用できない状態が長時間続いておりました。

この問題について、多くの都道府県で取組が行われており、兵庫県でも平成24年度から、「兵庫ゆずりあい駐車場」の制度を始め、協力駐車場の登録、利用対象者への利用証の発行などを進めておられます。

しかしながら、その登録されている駐車場を見たときに、今年の1月時点で、県、市などの施設を除く民間の施設では、小野市内で登録されているのは、姫路信用金庫小野支店、マックスバリュ王子店、マックスバリュ黒川店、小野起生園、小野福祉工場、小野郵便局、兵庫青野原病院の7箇所のみであり、まだまだ実効性のある事業には至っていない印象を持っています。

「ハートフルシティおの」を標榜して、もう何年にもなります。人にやさしいまちづくりは官民あげて推し進めていかなければなりません。人と人とが助け合う能動的な福祉の充実を図ることが大切である一方で、社会にとって必要な制度であるにもかかわらず、必要な役割を果たすことができていない事柄については、現状の

改善を図る必要があると思っております。そこで、次の3点についてお伺いします。

(1点目) 兵庫ゆずりあい駐車場の利用証の発行状況について

答弁者 市民福祉部長

兵庫ゆずりあい駐車場の制度では、該当する駐車場スペースの利用者に対して、利用証の発行を行っており、小野市もその発行窓口となっていますが、制度開始以降の利用証の発行状況についてお伺いします。

(2点目) 利用対象者基準の明確化について

答弁者 市民福祉部長

兵庫ゆずりあい駐車場の制度では、利用証の発行にあたっては、発行対象者の基準が細かく定められています。

身体障害者等用駐車場の利用者については、法律でその利用対象者が決められているわけではありません。

各都道府県が取り組んでいる利用証の発行対象者も実は基準がバラバラです。

したがって、一般に設置されている身体障害者等用駐車場について、利用対象者は施設管理者が定めているのが現状です。

一言で「歩行が困難な者」と申しましても、さまざまな程度の方がおられます。歩行が特に困難とは思えない高齢者の方が身体障害者等用駐車場を利用されている場合に、周りで見ている人が「不正利用ではないか」と思った場合でも、利用されているご本人にはその自覚がないのかもしれない。

そこで、市内の身体障害者等用駐車場について、その利用者の基準を定め、広く市民に告知すれば、わかりやすい制度運用が図られることになると思いますが、当局の考えをお伺いします。

(3点目) 明らかな健常者の利用について

答弁者 市民福祉部長

駐車場の調査を行っていると、若者で、明らかな健常者が身体障害者等用駐車場を利用されているケースを見かけます。

これらの利用者については、店舗のスタッフや警備員等がお声掛けをして、利用の自粛をお願いしておられますが、利用者が逆ギレされることがしばしばで、対応に苦慮される場面も多いと伺いました。

このような人たちへの対応として、行政ができることはないか、お伺いします。

第3項目 議案第17号 小野市福祉給付制度適正化条例の制定について

まず、最初に質問時間を短縮する為、今回の質問においては、「議案第17号 小野市福祉給付制度適正化条例案」を「条例案」と表現し、条例案の文中に「偽りその他不正な手段を用いて金銭給付を受けてはならない」という文言で記載されている事柄を、以後「不正受給」と表現し、同様に「パチンコ、競輪、競馬その他の遊技、遊興、賭博等に費消し、その後の生活の維持、安定向上を図ることができなくなるような事態を招くこと」については、「過度の遊興」と表現させていただきます。

さて、条例案につきましては、去る2月22日、議員協議会の場で市長をはじめ当局より、丁寧な説明をいただきましたことにまず、感謝申し上げます。

その席上で、市長より「適正化条例は先手管理としての取組であり、現時点での小野市がこの問題で逼迫している状態ではないこと」を伺い、胸をなでおろしました。

内容については、条例案では受給者にパチンコをするなど謳っているわけではなく、受給者の「過度の遊興」についての対策が市の責務であることを明文化し、受給者の「過度の遊興」は受給者の生活の維持と自立を妨げる行為であるため、この問題に対して、明確な方向性を示すことが大切であり、条例案はそのために制定を目指すものである旨の説明をいただいております。

憲法第25条に規定される「健康で文化的な最低限度の生活」とはどのようなものかということを確認するのはとても難しいことです。

朝日訴訟上告審において最高裁判所は「健康で文化的な最低限度の生活とは抽象

的・相対的概念であり、その具体的内容は、文化の発達、国民経済の進展その他多数の不確定要素を総合考慮して初めて決定できるものであるから、その認定判断は、裁量権の限界を超えた場合等のほかは、厚生大臣の裁量権に任されている」としてあります。生活保護給付金額のルールは厚生大臣が決定しますが、そのルールの元となるべき生活モデルの提示はありませんが、受給資格として自動車の保有の制限等の項目が設けられているだけです。

生活保護費の使用に際しては、健康で文化的な最低限度の生活の核となるものを使用し、残金がある場合にその他の支出に使用することが、憲法の要請であると私は考えます。そして、その核となるものとは、法律の中で特に明文規定はされていないものの、生活保護法第3章の規定から、衣食住という言葉で表わされる、雨風をしのげ、ライフラインの整備された建物に居住できること、ひもじい思いをせず食事を摂ることができること、などを含めたものであると考えられます。

そして、いかに多種多様な価値観が存在するとはいっても、これら健康で文化的な最低限度の生活の核となるものの中に、遊技、遊興、賭博といったものが含まれないのは自明の理であります。

今回、条例案の条文を見ていくときに、第1条及び第3条第1項に記載されている部分はすんなり賛同するのですが、条例の運用について記載されている、条例案第3条第2項から第7条までの条文において、「不正受給」の問題と、受給者の「過度の遊興」という問題が、並列に記載されていることに大きな違和感を持っています。

「不正受給」は、公的給付制度全体を歪曲化させ、その必要性・重大性すら失墜させてしまう恐れがあるとともに、生存権の保障を必要とする方々にとって許されざる脅威となります。条例案第8条にもあるように、犯罪として告発すべき行為であり、厳密に取り締まらなければならない項目です。

一方で、受給者の「過度の遊興」についてはどうでしょうか。この議案について議員協議会が開かれた頃、新聞紙上等では条例案はあたかも受給者に「過度の遊興」があった場合には、即座に生活保護等の給付を停止するかのような記事がございま

した。対象となる受給者について給付の停止を行えば、血税が受給者の「過度の遊興」に使われることはなくなり、税金の無駄な出費を抑える効果が生まれることは事実です。しかし、当然のことながら、これでは根本的な目的である受給者の「健康で文化的な最低限度の生活」が実現できません。

マスコミ等でセンセーショナルに騒がれた「パチンコ、ギャンブルで保護停止」ということが、本来の趣旨からかけ離れたものであることはいうまでもありません。

この条例の目的は、福祉の実現という成果を残すことであり、そのための取組を市民と共に進めていこうということであると理解しています。そこで、次の7点についてお伺いします。

(1点目) 第1条「その他福祉制度に基づく公的な金銭給付」について

答弁者 市民福祉部長

条例案では「その他福祉制度」という大変あいまいな表現がなされています。

議員協議会の席上で、「その他福祉制度」とは身体障害者福祉法と知的障害者福祉法に規定される福祉制度であると伺いました。

一般的に福祉制度と呼ばれる制度の中で、給付を伴うものは多数存在します。あらかじめ想定されている制度が特定されているのであれば、条例中に明記したほうがわかりやすいと思いますが、あえてこのような条文内容にされた理由をお伺いします。

さらに、あまたある福祉給付制度の中で、特に4つの制度に特化して条例を制定されようとする理由をお伺いします。

(2点目) 第4条第3項 指導、指示の強制力について 答弁者 市民福祉部長

第4条第2項は生活保護法第27条第1項を、第4条第3項は生活保護法第27条第2項の内容をアレンジした構成となっています。ところで、生活保護法第27条には第3項があり「第一項の規定は、被保護者の意に反して、指導又は指示を強制し得るものと解してはならない」とされており、生活保護法第27条は第1項か

ら第3項までの3点セットで1つの法律要件となっているのですが、条例案には第3項に該当するものはありません。この理由をお伺いします。

(3点目) 第5条 市民等の情報提供について

答弁者 市民福祉部長

この条項について、2月22日付の神戸新聞紙上では、「監視」「市民に受給者を見張れということ」などの記載がありましたが、本会議初日に市長から明言がありましたとおり、第5条の条文中に規定される情報提供は、「不正受給」に関するものは別として、「過度の遊興」については「見守り」から行われる意味合いで規定されようとしているものと解釈しています。

私は、一時期他の地域に住んでいたことがあります。私と私の家族の実体験からも、小野市には困っている人には手を差し伸べようという地域特性が根付いていると実感しています。

第2項については、要保護者を身近で発見した市民が、ためらうことなく情報提供を行うことが、要保護者の為にもなるので、積極的に連絡してくださいと市民の背中を後押しする規定であると解釈しますが、当局の考えをお伺いします。

次に、第3項に規定してある市民の情報提供についてお伺いします。

まず、情報提供の内容が「不正受給」である場合について伺います。

ベースとして「不正受給」は犯罪であると考えます。その上で、市民の情報提供は、「不正受給」撲滅に大きな効果をもたらすと考えるのですが、そもそも、市民は誰が本条例案の受給者であるかを知る術がありません。この条文がどのような状況を想定して作られているものかをお伺いします。

次に、情報提供の内容が「過度の遊興」である場合について伺います。

第2項の規定があれば、第3項に規定する「過度の遊興」のために自立的な生活の維持ができなくなったという理由如何にかかわらず、情報提供がなされるため、結果として相談、支援に結び付けることが可能となることから、第3項の「過度の遊興」に関する規定は不要と考えますが、考えをお伺いします。

(4点目) 第6条 適正化協議会の役割について

答弁者 市民福祉部長

第6条にいう適正化協議会とは、第4条第2項の責務を果たすに当たり、受給者の「過度の遊興」の問題以外の事象を含め、受給者の生活の維持、安定向上と自立の支援を、より効果的に実施するための協議を行う場であり、加えて生活保護法第62条第3項にある指導・指示に従わない場合の保護の変更、停止、廃止の在り方についても協議されると考えてよいのでしょうか。

また、そのメンバー構成はどのような方をお考えでしょうか。当局の考えをお伺いします。

(5点目) 第7条 推進員の役割について

答弁者 市民福祉部長

ケースワーカーの職務は、受給者への助言、支援、申請の受理と給付の為の調査などに加え法外の関わりとして、例えばハローワークへの同行、体の不自由な方の身の回りのお世話などもあります。さらに、不正の発見とその対応を行います。まさにオールラウンドなものです。オールラウンドであるがゆえに、適当でない喻えかもしれませんが、ケースワーカーは受給者に寄り添い、助言指導する弁護士の役割と、受給者の不正を摘発する検察官の役割の両方を担っています。

条例案では、この検察官の役割を果たす人を推進員に任せ、ケースワーカーには、ケースマネージャーとソーシャルワーカーの業務に専念していただくことによって、受給者の信頼を得て、より高水準で効率のよい受給者の支援に取り組んでいただき、一方で、推進員には不正の撲滅に尽力いただくことにより、双方が分担して業務を遂行することにより、給付制度が適正に運営されていくことを目的としたものと考えます。当局の考えをお伺いします。

また、第7条に規定されている推進員の業務は「過度の遊興」についての調査を含むものではなく、「不正受給」の問題のみを対象として行われるものだと考えてよいのでしょうか。当局の考えをお伺いします。

(6点目) 第8条第1項 不正利得の徴収等の内容について

答弁者 市民福祉部長

生活保護費の給付において、受給者の収入申告が過少であったり、申告を怠ったために保護費の不当な受給が行われた場合に、受給者から実施機関へ不当給付相当額を戻す方法は、生活保護法第63条による費用の返還と第78条の適用による費用の徴収の二通りがあります。

厚生労働省監修の生活保護手帳によれば、大雑把な分類として、受給者において悪意がなく、本来得られる以上の金額を得た場合には、第63条を適用して費用の返還を受けるとし、受給者が悪意を持って不当な給付を得た場合には第78条を適用して徴収を行うようにガイドラインが作成されています。

しかしながら、条例案には、第78条による徴収についての記載しかされておられません。この条例案第8条が意味するところは、ともすれば法律関係に疎い受給者に対して、受給者の過失又は知識不足などを原因とした不当な受給の発生について、重箱の隅をつつくような調査を実施し、これをもって受給者を萎縮させたり、ひいては受給申請の減少を図ろうとするものではなく、悪意を持って不正に受給した者に対して、徹底的に調査を行い、断固たる態度を示して、社会正義の実現を図ろうとする意思の現われと解釈してよろしいでしょうか。当局の考えをお伺いします。

(7点目) 第8条第3項 刑法犯罪の告発等の規定について

答弁者 市民福祉部長

第8条第3項においては、推進員が調査を行った過程で、刑法第185条及び第186条に規定される罪を発見した場合には、刑事訴訟法第239条の規定による告発を行うことが明記されていますが、広く刑法犯罪とはされず、賭博に関する犯罪に限定して条例化される意義についてお伺いします。

一般質問発言通告書

3 藤原 章 議員

質問項目

- 第1項目 生活保護制度見直しについて
- 第2項目 市民病院の現状と対応について
- 第3項目 シルバー人材センターについて
- 第4項目 議案第17号 小野市福祉給付制度適正化条例の制定について

要点・要旨

第1項目 生活保護制度見直しについて

政府は1月29日、生活保護予算を新年度から削減する方針を決定し、「生活扶助費」を8月から段階的に引下げ、3年後には670億円削減。また「期末一時扶助」を70億円削減することを決定したと報道されています。2013年度の削減額は「生活扶助」150億円、「期末一時扶助」70億円と報道されています。厚生労働省の試算では、生活扶助基準が引き下げられる世帯は全体の96%に及ぶとされており、今回の引下げは子育て世帯の削減が大きいと言われています。また制度的にも扶養義務や不正受給の調査強化、医療扶助の適正化、就労促進などが議論されているようです。

言うまでもなく、生活保護は憲法25条に定められた「国民の生存権」を保障する制度であり、「最後のセーフティーネット」といわれるものです。それだけに不正受給はもちろんあってはなりませんし、働く能力のある人に適切に働いていただくことは当然です。一方で、本当に暮らしに困窮したときには安心して利用できる制度、「健康で文化的な最低限度の生活」が保障される制度でなければいけないと

思います。こうした点からみると今回の見直しは、憲法の精神を切り縮めるものとして大変遺憾であり、私達は強く反対するものですが、市民への影響も大きいと思いますので、次の2点についてお伺いします。

(1点目) 見直し案の内容と小野市民への影響について **答弁者 市民福祉部長**

今回政府が作成した見直し案の内容をお尋ねするとともに、生活保護基準は地域でランクがあると思いますので、小野市の受給者はどうなるのかお伺いします。

(2点目) 他の制度への影響について **答弁者 市民福祉部長**

生活保護基準は各種減免制度、就学援助など低所得の皆さんを対象とするさまざまな施策に関連していると思いますが、今回の見直しで主にどのような施策が影響を受けるのか。また、それに対して小野市ではどう対処されるおつもりかお伺いします。

第2項目 市民病院の現状と対応について

北播磨総合医療センターの開院を前にして、昨年から市民の皆さんの間には市民病院の医師が大量に退職されるという話が広がっておりましたが、2月2日付神戸新聞によりますと、1月から4月末までに医師が15人減り、特に内科は15人から4人になる見込みで、外科は3人が異動し、常勤医がいなくなり、整形外科医も1人退職されると報道されました。医師不足から、入院は4病棟から2病棟に縮小し、外科の入院は、三木市民病院などを紹介するとされています。こうした中で市民の心配は大きくなっており、「どうなるの?」という声がよく聞かれます。議員に対しては、2月18日の民生地域常任委員会研修会で説明があり、市民の皆さんには、3月に「お知らせ」が配布されましたが、この問題は、短期間とはいえ市民生活に重大な影響を及ぼすと思います。そこで、次の5点についてお伺いします。

(1点目) 医師の退職状況と診療体制について **答弁者 市民病院事務部長**

医師の退職状況はどうなっているのか。退職の主な理由は何か。また、医師の退職に伴い市民病院の診療体制はどうなるのかお伺いします。

(2点目) 入院への対応について **答弁者 市民病院事務部長**

入院についてはどう対応されているのか。外科は受入れを中止していると思いますが、内科でも制限があるのか。また、現在入院されている患者さんに、他の病院に移っていただくような事態は発生するのかお伺いします。

(3点目) 夜間、休日の救急体制について **答弁者 市民病院事務部長**

夜間や休日の救急体制はどうなるのかお伺いします。

(4点目) 今までの対応と今後の対策について **答弁者 市民病院事務部長**

医師が退職される動きは昨年暮れからあったと思うのですが、この状況にどのように対応してきたのか。また今後、診療体制を安定させるためにどう対応されるのかお伺いします。

(5点目) 新病院への職員の異動について **答弁者 市民病院事務部長**

北播磨総合医療センターについては、正職員の皆さんで異動を希望される方は、全員異動が可能だと理解しておりますが、非常勤職員の皆さんの異動はどうなるのかお伺いします。

第3項目 シルバー人材センターについて **答弁者 地域振興部次長**

シルバー人材センターは「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」により、定年退職者等高齢者に、臨時的かつ短期的又その他の軽易な業務を提供することにより、高年齢者の福祉の増進に資することを目的として設立されており（高齢法第6

章)、高齢者が働くことを通じて生きがいを得るとともに、地域社会の活性化に貢献する組織です(全国シルバー人材センター事業協会)。

「小野市シルバー人材センター」も、この目的に沿って鋭意努力されていることと思います。とりわけ厳しい経済環境の中で、会員に働く場所を提供することには大変ご苦労されていると拝察し、感謝いたします。

一方、シルバー人材センターの事業の目的と性格から考えますと、企業への派遣については、企業業務の一環で、常用雇用やパートタイムなどによってまかなわれるべき仕事について、労働者の雇用又は就業の場の侵食となったり、労働条件の低下を引き起こす恐れのある場合は、引き受けしないというのが本来の姿ではないかと考えます。「小野市シルバー人材センター」は、会員を派遣している企業の労働組合から「高齢法に違反する人材供給をやめるよう」要請され、また、兵庫労働局から指導などを受けていると思います。働く人たちが「雇用の場を侵食し、労働条件を低下させないよう」求めるのは正当な願いだと思いますし、正しく運用されないと、労働環境の悪化を招くと懸念されます。こうした点から、補助金を支出して運営を援助している小野市当局として、シルバー人材センターの業務のあり方についてどうお考えかお伺いします。

第4項目 議案第17号 小野市福祉給付制度適正化条例の制定について

私は、最初に本条例制定には、反対であることを明確にして質問させていただきます。2月25日に、私の議員控室にFAXが届いておりましたので紹介します。

「私は実家が小野市です。今日の職場で、昼休み、22日神戸新聞朝刊の「市福祉給付制度適正化条例」の記事の話が出まして、皆「小野市は怖い町やな」「人権無視や。」と言っているという、反対の意見を述べられたものでした。これは本条例に対する評価の一方の声を示していると思います。

確かに生活保護などの福祉制度は不正受給があってはなりませんし、給付された金銭をギャンブル等に費消して、生活破たんを招くようなことは慎まねばなりません

ん。しかし、要保護者や受給者を調査し、指示・指導するのは市の職員やケースワーカーさんの職分であり、あるいは、民生委員さんの応援などを得て適切に対処すべき事柄だと考えます。生活保護に対する強い批判があるとはいえ、人権にも関わりがねない「生活上の義務指針」を条例にすることには大きな疑問がありますし、本条例の制定は、まっとうな生活を送っている圧倒的多数の受給者に、精神的重圧と苦痛を与えるとともに、憲法第25条の精神を活かした生活保護や福祉行政の執行に否定的影響を与えかねないと考えます。しかも、第5条では市民や地域社会の構成員に対して、第1項で「市及び関係機関の調査、指導等の業務に積極的に協力する」ことを定め、第3項で不正受給とともに、給付された金銭の使い方について「パチンコ・・・等に費消してしまい、その後の生活の維持、安定向上を図ることに支障が生じる状況を常習的に引き起こしている」と認めるときは、速やかに市にその情報を提供する」ことを定めていることは、当局がいくら「監視」ではなく「見守り」と強調しても、結局は、福祉制度に基づく給付を受けている人達に対する「監視」「通報」を奨励することになると危惧します。そこで、次の3点についてお伺いします。

(1点目) 条例案発表のプロセスについて

答弁者 市民福祉部長

今までの重要な条例の制定過程をみれば、事前に議員等に説明もあり、市民の理解を得る努力がされていたと思います。しかし、今回は2月20日の議会運営委員会で提案され、22日に新聞報道があつて、同日、議員協議会で説明がありましたが、市民の生活に大きく関わる議案としてはあまりにも性急で、市民の理解を得る努力もなされていないと思いますが、なぜこういう経過になったのかお伺いします。

(2点目) 受給者の気持ちをどう思うか

答弁者 市民福祉部長

今、生活保護受給者の皆さんの圧倒的多数は、それだけでなくとも肩身の狭い思いをしながら、誠実に、つつましやかに生活しておられると思います。また、児童扶養手当受給者の皆さんは、大変な状況の中で子育てにご苦労されながら生きておられ

と思います。こうした中で、この条例が受給者の皆さんに、どんな「思い」と影響を与えると考えておられるのかお伺いします。

(3点目) 申請・受給抑制にならないか

答弁者 市民福祉部長

いま生活保護が批判を受けている背景には、規制緩和がもたらした働く人の貧困化や、不十分な年金制度が横たわっていると思います。生活保護基準以下の収入で暮らしている人が増えています。逆に言えば、生活保護の必要性がますます高くなっているということです。当局は「本当に必要とする人の掘り起こし」を強調されていますが、こうした条例ができれば、本当に保護や福祉施策が必要な人でも申請しにくくなると思われませんかお伺いします。

一般質問発言通告書

4 山中 修己 議員

質問項目

- 第1項目 地方公務員給与削減について
- 第2項目 高齢者移動手段について
- 第3項目 河合配水池等改修計画について

要点・要旨

第1項目 地方公務員給与削減について

答弁者 市長

昨年12月の総選挙において、政権が変わり、自民党安倍政権が誕生しました。その後、脱デフレに物価目標を2%と定め、「アベノミクス」と呼ばれる金融緩和・財政出動・成長戦略を「3本の矢」と見立てて、矢継ぎ早に改革を進められています。効果はてき面に表われ、平均株価は1万円を大幅に超え、円は1ドル94円を前後するまでになり、輸出企業の収益構造は大きく改善されました。

そのような中、1月に麻生太郎副総理兼財務相が地方公務員の給与を国家公務員並みの平均7.8%削減するよう地方に要請したと報じられました。国全体で削減すべきなのは判りますが、一律に削減というのはいかがなものかと思います。地方は、自治体により、管理の方法、財政状況等全て異なるからです。小野市は少なくとも蓬萊市政発足以来一貫して、少数精鋭という方針を貫いてきており、人口比による公務員数、総人件費削減など大きな成果を出していると判断しています。県及び他市町村の動向も気になるところですが、ここは従来からの方針を貫き、据え置きの方針をすべきだと思います。

平成25年度7月から削減すべしと報じられていますが、給与に関することは、

職員のモチベーションにも影響しますので、早く結論を出しておくべきだと思います。考えをお伺いします。

第2項目 高齢者移動手段について

答弁者 総合政策部長

周知のとおり、日本の高齢者人口は増加の一途を辿っており、一方で少子化が進み、加速度的な勢いで、超高齢化社会に突き進んでいます。

小野市の高齢化率も平成23年10月時点で22%を超えており、団塊の世代が高齢期に突入した今、国同様、急速に高齢化が進んでいます。

こうした中、小野市は3年毎に高齢者福祉計画を作成し、様々な施策を打ち出してきておられます。今回お伺いする高齢者移動手段においても、小野市はいち早く手掛けられ、現在、5台のコミュニティバス「らんらんバス」が市内を走っています。この施策は、福祉施策として位置づけられ、高齢者及び子どもは無料となっており、年々利用者も増え、10年目を迎えた現在では利用者数7万人を超え、的を射た施策になっていると思っています。ただ、今後益々増える高齢者に対応するため、更なる施策が必要になると考えます。

そこで、今後、益々増加する高齢者の移動手段について、どのように考えておられるかお伺いします。

第3項目 河合配水池等改修計画について

平成22年2月に船木浄水場がリニューアルオープンし、この平成24年度には市場の水源地の整備が完成する予定となっています。小野市にある3箇所の上水道施設の内、2箇所が完成しました。残るは河合の施設です。河合の施設は昭和町と新部町の2箇所の浅井戸水源地から、兵庫青野原病院北側の配水池へ汲み上げ、河合全域に配水していると聞いています。施設は、昭和40年から50年代に建設されたものが大半を占めています。平成21年3月作成の小野市の水道ビジョンには

随時補修工事を行うとなっています。河合配水池についても計画されていると思います。そこで、これら配水池等の整備計画について、次の2点をお伺いします。

(1点目) 具体的な改修内容について

答弁者 水道部長

水源地、配水池の具体的な改修計画及びその予算についてお伺いします。

(2点目) 設備の耐震化について

答弁者 水道部長

山崎断層の震度予測では、震度7となっています。設備及び送配水管についてどのように対策されるのかお伺いします。

一般質問発言通告書

5 川名 善三 議員

質問項目

- 第1項目 平成25年度小野市長施政方針について
- 第2項目 議案第3号 平成25年度小野市一般会計予算について
- 第3項目 議案第21号 小野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

要点・要旨

第1項目 平成25年度小野市長施政方針について

次の2点についてお伺いします。

(1点目) 3月1日付けで設置された「市民病院運営統括本部」の具体的機能について
答弁者 小林副市長

(2点目) 健全財政の維持に向けた今後の財政運営について 答弁者 井上副市長

第2項目 議案第3号 平成25年度小野市一般会計予算について

次の3点についてお伺いします。

(1点目) 歳出、款2総務費、項1総務管理費、目13安全対策費、防犯灯LED化促進補助金1,000千円の具体的内容について
答弁者 市民安全部次長

(2点目) 歳出、款6商工費、項1商工費、目5観光費、白雲谷温泉整備事業費
100,000千円の具体的内容について 答弁者 地域振興部長

(3点目) 歳出、款7土木費、項1道路橋梁費、目3交通安全施設整備事業費、
通学路安全対策強化事業10,000千円の具体的内容について
答弁者 地域振興部長

第3項目 議案第21号 小野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制
定について

次の4点についてお伺いします。

(1点目) 改定に至る経緯について 答弁者 市民福祉部長

(2点目) 小野市国民健康保険運営協議会の答申内容の概要について
答弁者 市民福祉部長

(3点目) 保険税軽減制度の内容及び軽減を受けている世帯数について
答弁者 市民福祉部長

(4点目) 市民への説明責任について 答弁者 市民福祉部長

一般質問発言通告書

6 松井 精史 議員

質問項目

第1項目 公金の適正管理及び資金運用について

第2項目 消防署南分署について

要点・要旨

第1項目 公金の適正管理及び資金運用について

公金の取扱いについては、各自治体において適正な管理体制を構築されているところではありますが、他市においては市税延滞金着服事件をはじめ多くの公金にかかる不祥事が発生し、事件の都度、メディアで取り上げられ、公金の適正管理が指摘されています。市税や各種手数料など多くの公金にかかる出納事務を的確に執行するには、職員個々の自覚とともに、組織としての管理機能の強化、透明性を担保する管理の仕組みの構築が重要であります。

また、公金の管理の中で、基金をはじめとする多額の資金についての運用も、極めて重要な課題であります。小野市では一般会計の基金が80億円を超え、水道事業などの企業会計の資金等を加えますと150億円を超える資金があるものと認識しています。これらは、貴重な市民の財産であります。平成17年のペイオフ全面解禁以降これらの資金運用について、鋭意努力されているところではありますが、他の自治体では、行き過ぎた運用益の追求から仕組み債の購入などによる問題が発生しているところもあります。

そこで、第353回定例会において、山中議員より公金の管理体制、基金の運用等についての質問がありましたが、これらの問題は常にその管理体制を繰り返し確

認し、さらなる適正化を求め管理意識の徹底を図ることにより、問題を未然に防ぐものであるとの思いから、改めて次の4点をお伺いします。

(1点目) 職員が直接公金を扱う部署について

答弁者 会計管理者

公金の多くが口座振込等金融機関を通じたものとなっておりますが、職員が直接現金を取り扱うところほどの程度あるのかお伺いします。

(2点目) 公金の適正管理体制について

答弁者 会計管理者

それぞれの窓口や税等の徴収などにおいては、直接職員が公金を取り扱うこととなりますが、これらの公金の適正管理に向けた体制はどのようになっているのか、また、より適正な管理に向け、近年に改善された点はあるのかお伺いします。

(3点目) 資金の運用形態と運用益について

答弁者 会計管理者

本年度における資金の運用はどのようになっているのか、また、その運用益ほどの程度見込まれるのかお伺いします。

(4点目) 資金の運用方針について

答弁者 会計管理者

資金運用については、安全性、流動性、収益性の順に判断すると、以前、答弁がありました。現在の資金運用は、どのように行われているのかお伺いします。

第2項目 消防署南分署について

消防署は、「市民の生命財産を各種災害から守る」という大きな使命があります。消防職員は、いざ、災害が発生するといち早く現場に駆け付け、火災であれば、延焼防止、人命救助等の消火活動を、また救急であれば、応急手当、救命処置を実施し、病院へ搬送していただく等、不断のご努力に対して感謝申し上げます。

平成24年中の火災は21件と、昨年比で8件減少しています。これも市民へ

の火災予防に対する指導の賜物と感謝しています。

しかし、救急に関しては小野市も高齢化が進み、救急搬送人員は1,811人、昨年比で70人増加しています。

小野市では、平成4年に各種災害の増加を見越して、南分署を開設し、本年度21年目となります。そこで、次の3点についてお伺いします。

(1点目) 南分署の開設の目的について

答弁者 消防長

(2点目) 南分署の管轄区域について

答弁者 消防長

(3点目) 南分署の成果について

答弁者 消防長

一般質問発言通告書

7 中井 澄夫 議員

質問項目

第1項目 教育現場等における体罰について

第2項目 公害について

要点・要旨

第1項目 教育現場等における体罰について

大阪市立桜宮高校において、部活動指導者による体罰を苦に生徒が自殺するという痛ましい事案が発生したことに端を発し、全国的に体罰問題が波及し、大きな社会問題となっております。

人への有形力の行使は、正当防衛や緊急避難その他正当な業務行為等を除いては、刑罰法令に列挙された有責違法な行為、つまり犯罪であり、当然処罰の対象となる事案であります。

しかし、教育現場等における部活動等の指導に際しては、昔から半ば常態化し、ある程度容認されていたのも否めない事実であります。

その原因は何に起因するのか。指導者の過剰な熱意、或いは勝利至上主義等、いろいろ考えられますが、限度を超えた指導はもはや指導とは言えず、いじめや犯罪と表現する方が適切で、何らその違法性を阻却されるものではありません。そこで、次の3点についてお伺いします。

(1点目) 部活動等の指導実態について

答弁者 教育長

市内の教育現場（スポーツ少年団を含む。）における部活動の指導実態について

お伺いします。

(2点目) 体罰発生報告の有無について

答弁者 教育長

過去、現在における体罰発生報告の有無についてお伺いします。

(3点目) 指導者に対する指導方針について

答弁者 教育長

教育委員会として、指導者に対する今後の指導方針についてお伺いします。

第2項目 公害について

環境基本法（1993年）による「公害」の定義は、『環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずること』をいうとあり、典型七公害として、大気汚染・水質汚濁・土壌汚染・騒音・振動・地盤沈下・悪臭があげられており、このほか近年では、光害や日照に係る被害等も含めて公害とすることが多いのが現状であります。

特定事業者による故意過失に関わらず、公害の発生は人の生命、身体、財産に重大な影響を及ぼすものでありますので、これらを防止する観点から、次の2点についてお伺いします。

(1点目) 公害及び苦情の通報件数とその内訳について 答弁者 市民安全部次長

市内における昨年度の、公害事案及び苦情の通報件数とその内訳についてお伺いします。

(2点目) 公害と認定した事案の概要と件数について 答弁者 市民安全部次長

公害と認定された事案があれば、その概要と件数についてお伺いします。また、公害と認定された事案に対する措置内容についてお伺いします。

一般質問発言通告書

8 高坂 純子 議員

質問項目

第1項目 通学路の危険箇所の整備について

第2項目 学校の運動会行事について

第3項目 神戸電鉄栗生線について

要点・要旨

第1項目 通学路の危険箇所の整備について

昨年、全国で通学中の児童が交通事故の犠牲になる痛ましい事故が多発しました。小野市でも新学期には学校・PTA・市民安全部が協力して通学路の点検を行い、各小学校ごとに「危険箇所マップ」を作成して通学の安全に注意を払っておられます。また、地域の見守り隊の方々の協力も大きな力を発揮しています。そこで、より安全な通学路の確保について、次の2点をお伺いします。

(1点目) 小野東小学校通学路市道1335号線と1336号線の交差点について

答弁者 地域振興部長

現在、この交差点では登校時、市道1335号線を西方向より黒川町の児童251名、市道1372号線を南方向より天神町（ニュータウン含む。）児童241名と中町の児童159名、合わせて651人。全児童の85%が、市道1335号線と市道1336号線の交差点で一緒になり正門へ向かいます。市道1335号線は通勤道路になっていて、特に雨の日などは大変危険な状態です。歩行者だまりや横断歩道があれば、児童も安全かと思われませんが当局の考えをお伺い

します。

(2点目) 西環状線片山町から葉多町に抜ける市道107号線について

答弁者 地域振興部長

西環状線の整備については、平成8年度に計画された「葉多町周辺土地区画整理事業」として進められようとしておりましたが、地元の合意が得られず、平成13年度に事業が中止になり、現在に至っているという経緯を伺っております。しかし、大型車を含めた交通量も増え、交通事故も多くなっているのが現状です。歩道もない狭い道を、児童達は通学路として登下校しています。この市道については、過去にも一般質問でお聞きしているとは思いますが、通学路の危険箇所としての今後の拡張計画等は、どのようにお考えかお伺いします。

第2項目 学校の運動会行事について

昨年、市場小学校の春の運動会を見学させて頂きました。校舎の改修工事の際、秋季開催を春季に変更したことがきっかけと伺いました。今年度も春季運動会を行う学校も増えると聞いております。そこで、次の2点をお伺いします。

(1点目) 春季運動会のメリットとデメリットについて

答弁者 教育次長

児童にとっては残暑の中を練習する秋季運動会と違い、春季は天候が穏やかで良いと言った意見や、1年生は入学間もないため、集団行動が春季では難しいといった意見もお聞きしていますが、メリットとデメリットについてお伺いします。

(2点目) 今後の方向性について

答弁者 教育次長

今後の運動会は、小野市の小学校全校が春季に行う方向なのか、また、中学校についてはどうなのかお伺いします。

第3項目 神戸電鉄粟生線について

平成25年2月8日(金)に第15回神戸電鉄粟生線活性化協議会が行われ、私も傍聴して参りました。平成24年4月から12月までの輸送人員は、前年同期比1.5%減で、この傾向が続けば平成24年度の輸送人員は、平成23年度よりも10万人以上少ない、660万人台となる見込みであり、平成24年度目標の730万人を下回る情勢となりました。

利用者数の増加が不可欠な状況であることから、次の3点についてお伺いします。

(1点目) 粟生線通勤カムバック補助制度について 答弁者 総合政策部長

今回の活性化協議会では、議案として粟生線通勤カムバック補助制度が提出されました。

この制度は、神戸電鉄粟生線以外の通勤手段から、新たに神戸電鉄粟生線に通勤手段を転換する者、又はその者が勤務する事業所等を対象として、通勤手段転換に係る費用の一部を神戸電鉄粟生線活性化協議会から補助するものとされており、早速即日よりの制定・施行が決定されました。この制度の創設により、どれくらいの利用増加を市として見込まれているのかお伺いします。

(2点目) 「粟生線サポーターズクラブ」について 答弁者 総合政策部長

広く粟生線の存続にご賛同頂ける皆さんによる活動組織として「粟生線サポーターズクラブ」が、昨年7月23日に設立されました。平成25年1月9日時点での入会者は、2,777人と初年度目標の5,000人にはなかなか届かなかったようです。市として、予想される今後の展望についてお伺いします。

(3点目) 神戸電鉄粟生線活性化地域公共交通総合連携計画案について

答弁者 総合政策部長

このたびの活性化協議会では、平成25年度から平成28年度までの次期連携計画案も策定されました。

この計画案に対し、2月18日～3月19日までパブリックコメントを実施されています。次期連携計画における小野市の役割についてお伺いします。

一般質問発言通告書

9 竹内 修 議員

質問項目

第1項目 市営住宅の整備計画について

第2項目 地域の元気臨時交付金事業について

要点・要旨

第1項目 市営住宅の整備計画について

現在、小野市では、義務教育期間の医療費完全無料化をはじめ、東北大学の川島隆太教授による脳科学理論に基づく教育施策、市内小・中学校の全室に空調設備導入、全校舎の耐震化による建替えや耐震補強工事の完了など、数多くの先進施策を導入していただき、人口の減少にも歯止めをかけていることは我々議員にとっても大変誇らしいことです。

最近、私の住んでいる地域でも住宅用の空き地に次々と新しい家が建ち、人口の増加を実感しています。それといたしますのも、私の住んでいる地域は、住宅開発業者が開発中に倒産などの状態になり、切り刻んだ開発・販売により、今でもまだ、完売できていません。この状態は、それが幸いしてと言えば聞こえはいいのですが、投機目当ての土地取得の結果で、いい投機先のなれの果てと言う感も否めない状態で、町内各所に空き地が点在していました。

その空き地が、ここ数年で次々と無くなっていっています。今までの様な昔ながらの瓦屋根の家の間に、カラフルな新しい家が割り込むように、たくさん建ち始めました。ようやく、空き地の草刈や害虫駆除などの苦情も少なくなると安心しています。一見、開発に時間がかかっていることは、都市計画の上からは、あまり良く

はないと思うのですが、結果的に世代交代が徐々に起こっています。最初に売り出したところはもうお孫さんが大きいというような家庭や、三世同居の家庭もあり、それなりに高齢化も進んでいた地域ですが、最近引っ越しされてくるのは、新婚のご夫婦が多いという状況になり、若返りにも一役買っています。

町内には子供たちが溢れ、走り回っています。そういう状況を目の当たりにしますと、次の段階として、市の高齢化対策として、住む場所の提供といった視点になってきました。

気がつくと、中町の市営住宅の周りには、民間のアパートが立ち並び、見た感じではほとんど貸し出されているようです。特別指定地域など、土地の確保に努力していただいているのは、十分理解した上で、次の2点について当局の考えをお伺いします。

(1点目) 市営住宅の現状について

答弁者 地域振興部長

蓬萊市長は、市営住宅について、第356回定例会において、雇用促進住宅廃止問題との関係に加え、現下の市の経済状態等を検討しながら、市営住宅整備計画を策定したいと示されました。その方針については理解するものではありませんが、それからかなりの時が経ち、周囲の環境もいささか変わって来ているのではないかと思います。現状に対する考えをお伺いします。

(2点目) 市営住宅の建て替え計画について

答弁者 地域振興部長

小野市の市営住宅について、どのような考えかお伺いします。

第2項目 地域の元気臨時交付金事業について

昨年末に行われた、衆議院議員総選挙では、結果的に自民・公明の連立政権が誕生し、矢継ぎ早に出された「三本の矢」に代表される大型の緊急経済対策が打ち出され、長いデフレに耐え切れない反動なのか、淡い景気浮揚の機運が流れています。

また、選挙当時からの公約の中に「国土強靱化施策、防災減災ニューディール」と訴えていたもので、コストの面で、壊れてから治すよりも先に維持補修をする方が結果的に安くなるという考え方にに基づき、トンネルや、橋の橋脚などのコンクリート構造物等をメンテナンスする公共事業は、景気が良くなるかもという期待も起こします。そんな簡単なものではないとは思いつつ、やはり期待してしまいます。

この経済対策は、小野市にとって、どういう影響をもたらすのか、次の2点について当局の取組をお伺いします。

(1点目) 地域の元気臨時交付金事業の経済効果について **答弁者 総務部長**

2月12日の臨時議会で可決された、小野市の平成24年度補正予算、緊急経済対策について、地域の元気臨時交付金事業に該当するものと認識しておりますが、その確認と、その事業が、小野市にとってどのような経済効果をもたらすのかお伺いします。

(2点目) 小野東小学校について **答弁者 教育次長**

小野東小学校校舎と体育館は、災害時の重要な拠点となりますが、災害時以外に、地域住民の利用をどのように想定されているかお伺いします。